

特定非営利活動法人肝臓内視鏡外科研究会

会員・施設代表者・世話人選任規定

第1章 総則

第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人肝臓内視鏡外科研究会（以下「この法人」という。）の会員、世話人および施設代表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

第2条（会員の種別）

1. 施設会員

この法人の目的に賛同し、理事会の審議・承認を得た施設。当該施設に所属し、施設代表者が認めた一定数の者を施設内会員とし、本研究会の提供する特典を享受することが出来る。

2. 正会員（個人）

この法人における理事および役員で、理事会の審議・承認を得た者。本研究会の運営に関する議決権を有する。

3. 特別会員

原則として、当番世話人（会長）を務め、この法人に対して特別な功労のあった者の中から、理事会の審議・承認を得た者。

4. 名誉会員

原則として、この法人の理事長を務め、この法人に対して特別な功労のあった者の中から、理事会の審議・承認を得た者。

5. 賛助会員（個人）

この法人の目的に賛同し、理事会の審議・承認を得た者。

6. 賛助会員（法人）

この法人の目的に賛同し、理事会の審議・承認を得た法人。

第3章 世話人

第3条（世話人となるものの資格）

世話人となるものは以下の各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

1. 満65未満の会員であること。

2. 世話人となることを申請する時点で、この法人に連続3年以上会員として所属していること（施設内会員を含む）。但し、この法人が成立する以前に任意団体肝臓内視鏡外科研究会に所属していたものについては上記所属年数の計算にあたってその期間を

通算することができる。

3. 会費に未納がないこと
4. この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。
5. 肝臓内視鏡外科研究会において、2回以上の参加実績を有すること（学術集会参加を証明する参加証明書を提出すること。）
6. 施設会員として登録・参加している施設より選出されること。

第4条（世話人の応募）

1. 世話人となることを申請する者は、この法人が定める申請書および業績目録に所定の事項を記入し、理事長、理事、施設代表者、世話人および監事のうち2名の推薦書面を得て、事務局に提出する。
2. 前項の業績目録にて記入対象とすべき論文については、細則にて別に定める。

第5条（世話人の選考）

1. 前条の応募に基づき第2条に定める要件を審査し、その結果および世話人としての適格性に関する意見（以下答申という）を、書面を持って理事長に報告するものとする。
2. 理事長は前項の答申の結果を理事会に議案として府議しなければならない。
3. 前項による理事会の審議により承認された場合、対象者はその承認日より世話人に就任する。

第4章 施設代表者

第6条（施設代表者と実務担当者）

1. 施設会員の場合、当該施設は施設代表者1名と実務担当者1名を事務局に申請する。
2. 理事会の議を経て承認されれば、承認日より当該施設の施設代表者と実務担当者として登録される。
3. 施設代表者ならびに実務担当者が退任・異動となる場合、当該施設は速やかにその変更届を事務局に申請し、理事会の承認を得る。

第5章 会費

7 第7条（会費）

1. 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
2. 世話人としての別途の会費は、規定しない。
3. 特別会員及び名誉理事長は、会費を納めることを要しない。

第6章 任期等

第8条（任期等）

1. 世話人の任期は、規定しない。ただし、満 65 歳となる年度までとする。
理事長、副理事長の任期は、満 70 歳となる年度までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の学術集会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 理事・役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第 7 章 補足

第 9 条 (補足)

この規則の変更は理事会の決議を経て正会員による総会の決議をもってする。

附則

1. この規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
2. この規定の名称を会員・施設代表者・世話人規定とする。
3. この規定に基づいて開催される会の名称を施設代表者・世話人会とする。
4. この規定は令和 6 年 11 月 20 日から施行する。